

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 熱中症警戒アラート

気温や湿度、輻射熱を考慮した「暑さ指数(WBGT)」を用いて、熱中症の危険性が極めて高い(指数33以上)と予測される地域に発表する。今年から全国で運用開始。

## 今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

6/14(月) 先負
15(火) 仏滅 所得税の予定納税額の通知
16(水) 大安 通常国会会期末
17(木) 赤口
18(金) 先勝
19(土) 友引
20(日) 先負 父の日

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
6/7(月)	29,019 △77	109.42 △0.76
8(火)	28,964 ▼55	109.52 ▼0.10
9(水)	28,861 ▼103	109.44 △0.08
10(木)	28,959 △98	109.54 ▼0.10
11(金)	28,949 ▼10	109.43 △0.11

## 非上場株式等に係る法人版事業承継税制

中小企業の事業承継を支援する税制として、後継者が非上場会社の株式等や個人事業者の事業用資産を贈与又は相続等により取得した場合に、一定の要件のもと、贈与税や相続税の納税を猶予・免除する事業承継税制があります。

## ◆法人版事業承継税制の特例は時限措置

非上場株式等が対象となる法人版事業承継税制には、「一般措置」と平成30年度税制改正で10年間の措置として設けられた「特例措置」があります。

特例措置では、\*納税猶予の対象となる非上場株式等の制限を撤廃し、全株式を対象、\*納税猶予割合は100%、\*雇用維持要件(雇用の8割を維持)を満たせなかった場合でも、その理由を記載した書類を提出することで納税猶予を継続可能など、一般措置を拡充した制度となっています。

この特例措置は、令和5年(2023年)3月までに会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を都道府県に提出し、確認を受けた場合が対象となり、令和9年(2027年)12月までの間の贈与・相続等について適用されます。

## ◆令和3年度改正による後継者役員要件の緩和

非上場株式等に係る相続税の納税猶予では、原則として後継者は被相続人の相続開始の直前において会社の役員である必要がありますが、令和3年度税制改正において後継者の役員要件が緩和されました。

これにより、特例措置については、①被相続人が70歳未満(改正前60歳未満)で死亡した場合、②後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合に、役員要件は不要となります(①は一般制度についても同様)。

■この記事の詳細は、情報BOX201522

## ふるさと納税等による住民税の控除を確認

個人住民税は、前年1~12月までの所得等を基に計算された税額を、その翌年の6月から納付することになります。

昨年中にふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例制度を適用した方については、住民税が減額される形で控除されますので、住民税決定通知書に記載されている市町村民税(特別区民税)と道府県民税(都民税)が正しく控除されているかを確認しましょう。

なお、新型コロナの影響による所得税の確定申告等の期限延長に伴い、延長期間に行われた申告内容が住民税額に反映されていない場合があり、その場合は後日、税額の変更通知が送付されます。

## ワクチン接種業務に従事する被扶養者の特例

健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者の認定及び資格確認において、被扶養者の収入確認は今後1年間の収入見込額により判断します。

現在、新型コロナワクチン接種が短期集中的に行われおり、医療職の確保が喫緊の課題となっていることから、特例措置としてワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の方に対する特例が設けられ、ワクチン接種業務(令和3年4月から令和4年2月末までの期間)による給与収入は年間収入に算定しないこととなりました。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予・免除(法人版事業承継税制)

事業承継税制は、経営承継円滑化法に基づく認定のもと、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について贈与税や相続税の納税を猶予する制度で、非上場会社の株式等を対象とする「法人版事業承継税制」と、個人事業者の事業用資産を対象とする「個人版事業承継税制」があります。

### ◆法人版事業承継税制の概要

・法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度で、「一般措置」と「特例措置」があります。

・継続して納税猶予の適用を受けるには一定要件が課されており、原則 5 年間の事業継続期間において代表権を有しなくなった場合や雇用の確保ができなかった場合（一般措置に限る）などに該当した場合には猶予税額の全部、当該期間経過後にその適用を受ける株式等を譲渡するなどに該当した場合には猶予税額のうち譲渡等した株式等に対応する部分など一定の猶予税額について、それぞれ納税の猶予の期限が確定し、その税額と利子税を納付する必要があります。

※贈与税の納税猶予に係る贈与者が死亡した場合には、贈与税は免除されるとともに、納税猶予の適用を受けている非上場株式等は贈与時の価額により受贈者が相続等に取得したものとみなされ相続税が課されますが、一定の要件を満たしたときは、当該非上場株式等について相続税の納税猶予の適用を受けることができます。

### ◆「一般措置」と「特例措置」の主な違い

法人版事業承継税制には「一般措置」と、平成 30 年度税制改正において 10 年間の措置として創設された「特例措置」があり、基本的な仕組みは同様ですが、以下のような違いがあります。

#### ①事前の計画策定等

両措置とも円滑化法の認定が必要ですが、特例措置は後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関の所見を記載の上、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに都道府県知事に提出し、確認を受ける必要があります。

※贈与又は相続後でも、円滑化法認定の申請時までは「特例承継計画」を提出することが可能です。

#### ②適用期限

一般措置に適用期限はありませんが、特例措置は最初の贈与又は相続等による非上場株式等の取得について平成 30 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで間の取得が要件とされています。

#### ③納税猶予の対象株数

一般措置は会社の発行済株式総数の 2/3 までとする上限が設けられていますが、特例措置に上限はなく、全株式が対象となります。

#### ④納税猶予割合

一般措置は対象となる非上場株式等に対応する贈与税の 100%、相続税の 80%が猶予されますが、特例措置は、相続税・贈与税とも 100%が猶予されます。

#### ⑤承継パターン

一般措置の後継者は 1 人に限られますが、特例措置は最大 3 人の後継者が対象となります。

#### ⑥雇用確保要件

一般措置は承継後 5 年間平均で贈与時又は相続時の雇用の 8 割を確保することが納税猶予の継続要件とされていますが、特例措置では雇用確保要件を満たすことができなかった場合に、その理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、確認を受けることで納税猶予が継続できます。

#### ⑦事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除

特例措置には、会社の事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に特例措置の適用に係る非上場株式等を譲渡等したときは、その対価の額（譲渡等の時の価額の 1/2 が下限）を基に猶予税額を再計算し、その再計算した金額と一定の配当等の金額との合計額が当初の猶予税額を下回る場合には、その差額を免除するなどの措置が設けられていますが、一般措置に免除措置はありません。

### ◆令和 3 年度税制改正における相続税の納税猶予に係る後継者の役員要件の緩和

相続税の納税猶予の特例措置における後継者の役員要件について、後継者が被相続人の相続開始直前において認定承継会社の役員でないときであっても、被相続人が 70 歳未満（改正前 60 歳未満）で死亡した場合、又は後継者が経営承継円滑化法の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合には、適用を受けることができるとされました。

なお、については一般措置も同様に改正されます。